

## 資料 4

令和3年10月29日(金)  
全国健康保険協会 東京支部  
評議会資料(第73回)

# 令和3年度 東京支部事業計画の 進捗状況等について

---

1. 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について
2. KPI進捗状況等
3. 令和3年度上期の事業紹介
4. レセプトデータ等を活用した上手な医療のかかり方普及促進通知書の作成及び発送業務（予算振替案件）

【参考】令和3年度上期の東京支部事業計画



# **1. 令和3年度 東京支部事業計画の上期の 実施状況及び下期の重点施策について**

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

## 1. 基盤的保険者機能関係

### ① サービス水準の向上

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、支部全体で情報共有し迅速に対応する。

#### ■ KPI

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする。【全支部一律】
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を98.3%以上とする。【支部】

#### 【上期の進捗状況】

- 申請書受付件数の増加(前年度比108%)に加え、緊急事態宣言に伴う業務処理体制の縮小もあったが、効率的な事務処理体制(いわゆる山崩し方式)の実践により、サービススタンダード100%を遵守した。
- 増加する業務量に対応するため、傷病手当金の一部の審査・確認業務について全国の支部からの支援を受けた。
- 郵送による申請を促進した結果、上期の郵送化率は98.5%となった。
- 令和3年9月にサテライト窓口を閉鎖の際は、広報計画を作成し、閉鎖の周知とともにすべての申請書等について郵送による手続きが可能であることを広く周知した。
- お客様満足度調査、お客様の声から支部の現状を確認し、加入者サービスの向上に活用した。

#### 【下期の重点施策】

- ◎ 傷病手当金の申請件数の増加傾向が続いている。山崩し方式の実践により生産性を向上し、サービススタンダード100%を達成する。
- ◎ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を更に促進する。
- 増え続ける申請書について、本部主導により、協会全体での業務量調整を行う。

#### KPI

① サービススタンダード達成率  
100%(令和3年6月現在)

② 申請書郵送化率  
98.5%(令和3年9月末時点)

#### 【参考】

98.2%(前年同月末時点)

↓

98.3%(前年度最終結果)

### ② 最適な事務処理体制(山崩し方式)による生産性の向上

- ・「業務マニュアル」や「手順書」に基づく統一的な事務処理を徹底し、業務プロセスの標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・業務量の多寡や優先度に対応する柔軟な事務処理体制(いわゆる山崩し方式)を実践し、職員の多能化を図り、更なる生産性の向上を目指す。

#### 【上期の進捗状況】

- 「業務マニュアル」や「手順書」に基づく統一的な事務処理を実施するとともに、担当替えを5月と8月に実施し、統一的な事務処理での事務引継ぎを徹底することで定着に取組んだ。
- 採用3年未満職員へのOJTを業務の繁忙に合わせて実施することで、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟な事務処理体制を実施した。
- 業務マニュアルや手順書等の標準的な事務処理を徹底し、生産性の向上を図った。また、グループ間の垣根を超えた多能化に取り組み、職員の育成に取り組んだ。
- GW明けなど、急激に増加する業務量に対応するため、業務第2部内の山崩しにより現金給付業務を優先的に処理し、標準期間内での支払いを安定的に行なった。

#### 【下期の重点施策】

- ◎ 人事異動により新たに配属された職員に標準的な事務処理手順を指導すること、また効率的な事務処理体制の定着を図ることにより、生産性を向上させ、安定的に事務処理を行う。
- 「業務マニュアル」や「手順書」に基づく統一的な事務処理を徹底するとともに、定期的な担当替えやチームミーティングの実施により、統一的な事務処理での事務引継ぎを徹底することで更なる定着に取組む。
- 採用3年未満職員へのOJTを業務の繁忙に合わせて実施することで、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟な事務処理体制の整備に取組む。
- 受付件数の予測に基づいた、補助員のチームを超えた事務処理を計画的に実施する。

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

## 1. 基盤的保険者機能関係

### ③限度額適用認定証の利用促進

・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び区市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。  
・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

#### 【上期の進捗状況】

○医療機関等の窓口へ限度額適用認定証の申請書を配置し、加入者には納入告知書同封チラシやメールマガジンによる広報を実施した。  
○上期は、医療機関からの依頼により、113件、11,730枚の申請書を送付した。

#### 【下期の重点施策】

◎国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知・広報に取り組む。  
○オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。

—

### ④現金給付の適正化の推進

・不正の疑いのある申請について重点的な審査を行う。また、不正が疑われる事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を実施する。  
・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。

#### 【上期の進捗状況】

○本部が毎月抽出する不正受給疑いリストの内容を全て確認したが、不正が疑われる案件はなかった。  
○標準処理期間内に傷病手当金と障害年金の併給調整の処理を完了した。

#### 【下期の重点施策】

◎不正受給疑いリストの内容を確実に確認する。  
○不正が疑われる案件については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議の議論を経て、立入調査を実施する。  
○標準処理期間内に傷病手当金と障害年金の併給調整を確実に処理する。

—

### ⑤効果的なレセプト内容点検の推進

・レセプト内容点検効果向上にむけた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効果的な点検により、査定率向上に取り組む。具体的には、毎月のスケジュールで入院・高額レセプトの一点検期間を一定期間確保することによる高額査定確保と、自動点検システムを活用した点検・テンプレートの充実による点検範囲の拡大に努める。

#### ■KPI

- ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。【全支部一律】
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。【全支部一律：新設】

#### 【上期の進捗状況】

○査定率向上への具体的な施策としている入院・高額レセプトの一点検については、緊急事態宣言による隔日出勤に伴い実施に至らなかったが、自動点検マスタメンテナンスやテンプレートの充実を図ることにより、目標値を上回る数値で推移した。

#### 【下期の重点施策】

◎レセプト点検の質的向上や高額査定につながり、コロナ過でも実施できる研修を策定することで、点検員のスキルアップを図り、査定率だけでなく、再審査レセプト1件当たりの査定額の向上に努める。

#### KPI

①レセプト点検査定率  
0.282% (令和3年7月時点)

#### 【参考】

0.231% (前年同月末時点)  
↓  
0.265% (前年度最終結果)

②レセプト1件当たりの査定額  
5,980円 (令和3年7月時点)

#### 【参考】

5,764円 (前年同月末時点)  
↓  
5,671円 (前年度最終結果)

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

## 1. 基盤的保険者機能関係

### ⑥柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・柔道整復療養費審査委員会で適正かつ効率的な審査を行う。
- ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
- ・加入者に対する文書照会などを通じて制度の仕組みについての広報を行い、柔道整復施術にかかる受診について、正しい知識を周知する。
- ・多部位頻回や部位ころがしの施術が多くみられる施術者に対しては、柔道整復療養費審査委員会に設置されている面接確認委員会を活用して、施術の事実を確認する。
- ・請求内容に不正または著しい不当の事実が認められる案件について、地方厚生局へ情報提供する。

■KPI  
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。【全支部一律】

#### 【上期の進捗状況】

- 柔道整復療養費審査委員会で適正かつ効率的な審査を行った。
- 多部位頻回受診対策として、新たに施術者に対して警告文書の送付を行うことで強化を図った。また、多部位頻回受診者に対しては着実に文書照会を行った。(施術者あて46件、受診者あて10,689件)《9月末時点》
- 納入告知書送付時に、適切な受診に関するチラシを同封するなど適正受診啓発の広報を実施した。
- 3部位以上かつ15日以上の申請件数は前年同月比で減少しており、現状のKPIは目標を達成した。

#### 【下期の重点施策】

- 上期に引き続き、柔道整復療養費審査委員会で適正かつ効率的な審査を行う。
- 多部位頻回、部位転がし受診に対する文書照会を確実に行う。また、必要に応じて、面接確認委員会にて施術の事実を確認する。

KPI  
①多部位頻回多受診申請割合  
0.92%(令和3年9月末時点)  
※ 目標:1.19%以下

【参考】  
1.39%(前年同月末時点)  
↓  
1.19%(前年度最終結果)

### ⑦あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い義務化された、医師の文書による同意の確認を確実に実施する。

#### 【上期の進捗状況】

- 審査事務手順書に沿った審査を実施し、医師の同意、再同意の確認を徹底した。

#### 【下期の重点施策】

- 上期に引き続き審査事務手順書に沿った審査、医師の同意、再同意の確認を徹底する。

### ⑧返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・返納金債権の発生状況や保険証の未返納者が多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証や回収不能届の添付の徹底を周知するとともに、保険証の適正使用にかかる加入者への啓蒙・啓発活動に取り組む。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■KPI  
①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。【全支部一律】  
②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。【全支部一律】

#### 【上期の進捗状況】

- 令和3年9月の日本年金機構におけるシステム改修に伴い、電子申請により届出された資格喪失届に添付された保険証の回収状況が把握できるようになった。
- 緊急事態宣言中は交代制出勤(4/5出勤)を実施したため、電話催告や文書催告が実施できなかったが、文書催告は9月より再開した。
- 上記2点の影響のため、東京支部の保険証回収率は70.09%となり、前年度を20%以上下回った。
- KPI(返納金債権のうち資格喪失後受診にかかる債権回収率):30.57%(令和3年9月時点の数値)、前年同期(令和2年9月時点):28.77%に対してやや上回って推移した。
- 保険者間調整の積極的な活用により、高額債権の回収に結びついた。保険者間調整による回収額の目標を年間3億円としているが、9月までで1.7億円となっており、9月までの時点では目標金額を上回って推移した。

#### 【下期の重点施策】

- 緊急事態宣言下でも、保険証未回収者に対する返納催告が確実に実行できる体制を整備する。
- 納入告知書同封チラシを中心に、資格喪失届への保険証や回収不能届の添付の徹底を周知するとともに、債権の発生状況や返納催告の実施状況を加入者へ広報する。
- 特に、電子申請により届出している事業所へは、事業所訪問するなど重点的に取り組む。
- 債権管理・回収業務について、システムの効果的な運用を図り、マンパワーを創出することで高額債務者に対する電話催告等を計画的に実施する。

KPI  
①保険証回収率  
70.1%(令和3年9月末時点)

【参考】  
92.26%(前年同月末時点)  
↓  
89.80%(前年度最終結果)

②返納金債権回収率  
30.57%(令和3年9月時点)

【参考】  
28.77%(前年同月末時点)  
↓  
39.03%(前年度最終結果)

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

1. 基盤的保険者機能関係		
<p><b>⑨被扶養者資格の再確認の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul> <p>■ KPI 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする。 【支部】</p>	<p><b>【上期の進捗状況】</b> ○東京都社会保険労務士会と日本年金機構に今年度の実施方法を周知し、協力依頼した。</p> <p><b>【下期の重点施策】</b> ◎回収した確認リスト等を遅滞なく処理するとともに、その進捗を遅滞なく把握する。 ○未送達事業所への所在地調査は年金機構の協力が不可欠なため、協会・機構双方が対応可能な実施方法により実施する。</p>	<p>KPI ①被扶養者資格確認書の提出率 未確定</p>
<p><b>⑩オンライン資格確認の円滑な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</li> <li>・ また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等(令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表)」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</li> </ul>	<p><b>【上期の進捗状況】</b> ○企画第210514-08号「マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進に係る広報について(その2)」を踏まえ、メールマガジンで周知した。</p> <p><b>【下期の重点施策】</b> ○10月メールマガジンで周知を実施する。</p>	<p>—</p>

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

2. 戦略的保険者機能関係		
<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】            ※第3期アクションプランの目標と同一            I 医療等の質や効率性の向上            II 加入者の健康度を高めること            III 医療費等の適正化</p>		
<p>①第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施</p> <p>・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。            ・本部提供データを分析し、外部有識者の専門的見地からの意見・助言等を活用しながら、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</p> <p>【上位目標】            ・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」(虚血性心疾患)/「脳卒中」(脳梗塞・脳出血・一過性脳虚血発作)/「腎不全」(腎症4期以降)の新規発症者の割合が事業開始時点(平成29年度期初)を下回ること。</p>	<p>【上期の進捗状況】            ○外部有識者を招いての検討会を実施し、第2期保健事業実施計画の取組み状況の確認と必要な施策の見直しを行い、下期の各種施策に反映させた。</p> <p>【下期の重点施策】            ○外部有識者を招いての検討会を実施し、上期までの取組状況等を検証し来年度に向けた効果的な取組みの検討を行う。</p>	
<p>i)加入者の属性に合わせた勧奨による特定健診・特定保健指導の受診率向上</p> <p>＜被保険者の健診受診率向上に向けた施策＞            ・事業所規模、新規加入、健康企業宣言事業所等対象者の属性に応じて外部委託等を活用し、効果的、効率的な受診勧奨を実施する。</p> <p>＜事業者健診データの取得率向上に向けた施策＞            ・協会管掌の健診を未受診の事業所に対し、事業所の規模、業態に応じた効果的なデータ取得勧奨を実施する。</p> <p>＜被扶養者の健診受診率向上に向けた施策＞            ・集団健診の実施地域を拡大するとともに、実施済の地域についても実施結果を踏まえて会場の設置や回数調整等を行い需要に応じた適正化を図る。また、他県在住者に対するアプローチを推進する。</p> <p>➤それぞれの事業実施に当たっては、広報物の訴求力を高め一層の効果が得られるように工夫する。</p> <p>【健診数値目標】            ○被保険者(40歳以上)(実施対象者数:2,142,220人)            ・生活習慣病予防健診 実施率52.7%(実施見込者数:1,130,000人)            ・事業者健診データ 取得率3.7%(取得見込者数:79,300人)            ○被扶養者(実施対象者数:602,827人)            ・特定健康診査 実施率25.0%(実施見込者数:151,000人)</p> <p>■ KPI            ① 生活習慣病予防健診実施率を52.7%以上とする。【支部】            ② 事業者健診データ取得率を3.7%以上とする。【支部】            ③ 被扶養者の特定健診実施率を25.0%以上とする。【支部】</p>	<p>【上期の進捗状況】            ○節目となる40歳到達者については自宅宛に受診勧奨DMを送付、中規模事業所・健康企業宣言事業所・健康保険委員登録事業所については事業所宛に従業員に向けた周知用ツールとしてのポスターの送付(データダウンロード可)を行う等、対象者の属性を踏まえた受診勧奨を行い、受診率向上に努めた。            ○事業者健診結果データ提供同意書の新規取得勧奨を行った。また、事業者健診結果データの円滑な取得へ向け、健診機関へのヒアリングを実施し課題の整理を行った。            ○集団健診の実施地域拡大に向けた調整を行った結果、前年度の23区10市町から23区26市町に拡大しての実施見込みとなり、円滑な実施に向け準備中。</p> <p>【下期の重点施策】            ◎令和3年11月開始となる集団健診について、委託業者・委託健診機関との調整と実施状況の管理を行い、受診者数の増加を図る。            ○小規模事業所加入者の自宅宛に受診勧奨DMを送付する。また健診機関に委託を開始した中規模事業所に対する勧奨事業の進捗管理を適切に行い、生活習慣病予防健診受診者数の増加を図る。            ○事業者健診結果票の取得勧奨を外部委託により実施する。また、大規模事業所に対して電話勧奨を行い取得率向上を図る。また、現況を確認したうえで、事業者健診データ取得への周知も併せて行う。</p>	<p>KPI            ①生活習慣病予防健診実施率            11.4%(令和3年8月末時点)            (受診者数 267,410人)</p> <p>※東京支部加入者単位            14.6% 342,737人</p> <p>②事業者健診データ取得率            0.8%(令和3年8月末時点)            (取得数 18,506人)</p> <p>③被扶養者特定健診実施率            8.1%(令和3年7月末時点)            (受診者数 42,895人)</p>



# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

## 2. 戦略的保険者機能関係

### <被保険者の特定保健指導実施率向上に向けた施策>

- ・外部委託を活用した事業所への電話勧奨を実施し、協会保健師等による実施者数の拡大を図る。
- ・健診機関による健診受診当日の実施(一括・分割)の推進および進捗管理の徹底。
- ・事業所経由での保健指導の実施について、過去ご協力の了承を得られなかった事業所に対して、保健指導の重要性を訴える等の再アプローチにより了承を得られるよう働きかけを行う。
- ・健康企業宣言事業所を切り口とした勧奨により、効果的に保健指導の実施者数の拡大を図る。

### <被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けた施策>

- ・ICTを活用した特定保健指導を推進し、実施者数の拡大を図る。

- 被保険者(特定保健指導対象者数: 244,279人)
  - ・特定保健指導 実施率 19.6%(実施見込者数:47,903人)
- 被扶養者(特定保健指導対象者数: 12,986人)
  - ・特定保健指導 実施率 7.5%(実施見込者数: 978人)

#### ■ KPI

被保険者の特定保健指導の実施率を19.6%以上とする。【支部】  
被扶養者の特定保健指導の実施率7.5%以上とする。【支部】

### 【上期の進捗状況】

- 電話勧奨時の、トークスクリプトの改善等により、保健指導実施件数の拡大を図ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による、訪問による面談の受入れ減少、テレワーク増加による出社減などから、前年度より実施者数は増加したものの大幅な拡大には至らなかった。
- 健診機関における昨年度の実施状況を分析し、実施率が高い健診機関へ実地調査、意見交換を行い、好事例の展開をする予定であったが、緊急事態宣言の影響により実地調査、ヒヤリングが未実施となった。
- 健康企業宣言事業所に特化した電話勧奨のトークスクリプトを策定した。また、1度目の対応状況を踏まえて、状況により再度アプローチする方式に変更をした。
- 被扶養者の保健指導については、外部専門機関を活用したICT面談を開始した。

### 【下期の重点施策】

- ◎ 健診機関への実地調査などの契機を利用し、当日初回面談の実施、報奨金制度・血液検査等の活用など、健診機関との意見交換を行い、保健指導実施率の向上に取り組む。また、新規契約に関する勧奨についても効率的に実施する。
- 加入者・事業所のニーズを踏まえて、ICT面談を拡大するための取り組みについて検討する。
- ホームページのリニューアル・配布物の見直しなど、加入者にわかりやすい広報により、保健指導に対する理解を深める。
- 被扶養者のICT面談の実施状況を分析したうえで、課題整理を行い、実施率が向上する施策を検討する。

#### KPI

- ① 被保険者特定保健指導実施率 13.6%(令和3年8月末時点)  
(保健指導終了者 6,300人)
- ② 被扶養者特定保健指導実施率 9.6%(令和3年8月末時点)  
(保健指導終了者 100人)

## ii) 未治療者に対する重症化予防対策の推進

### <健診受診後の未治療者に対する受診勧奨>

- ・通知内容を変え、三次勧奨まで行うことで行動変容を促し確実な医療機関受診へ繋げる。

### <CKD(慢性腎臓病)未治療者に対する受診勧奨>

- ・通知内容を工夫し対象者への訴求力を高めることで受診へ誘導する。
- ・健診当日に健診機関からの勧奨実施について検討する。

### <糖尿病性腎症に係る重症化予防事業>

- ・重症化予防事業の参加者数を拡大するため、参加勧奨のタイミングや媒体等を工夫する。

- 各事業において過去実施データの追跡により対象者の経年変化等の観察を行う

#### ■ KPI

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする。  
【支部】

### 【上期の進捗状況】

- 未治療者の受診勧奨について、昨年同様、男女別、カテゴリー別(血圧・血糖・両方 計6種類)に区分し、本部勧奨後に二次勧奨、三次勧奨を開始した。
- CKD未治療者の受診勧奨について、男女別、状態別に区分し、受診勧奨を開始した。
- 糖尿病性腎症重症化予防事業に係る参加者の拡大に向け、受付方法の一部簡素化などを行い参加者拡大を図った。
- 未治療者に対する健診当日の受診勧奨(血圧・CKD)について、実施可能な健診機関と下期実施に向けた調整を行った。

### 【下期の重点施策】

- ◎ 健診機関における未治療者への健診当日の受診勧奨について、受診勧奨状況等を踏まえて検証、課題整理等を行い、来年度に向けた改善案を講じる。

#### KPI

- ① 受診勧奨後3か月以内の医療機関受診割合 9.06%  
(10月発送分～1月発送分まで)

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

## 2. 戦略的保険者機能関係

### iii)健康企業宣言を柱としたコラボヘルスの推進

- ・事業所の健康意識向上のため、広報および勸奨を実施し健康企業宣言事業所の拡大を図る。
- ・事業所の健康づくりのフォローアップの施策として、健康づくりセミナーを開催する。
- ・新たな事業所の健康づくりのフォローアップ施策として、健康優良企業の健康づくり取組事例集を作成する。
- ・事業所の健康課題を見える化し、順位付けした「健康企業レポート」を作成、配布する。
- ・自治体や各関連団体と連携をとり、協同での働きかけ等健康づくりの裾野拡大を推進する。

#### ■ KPI

健康宣言事業所数を1,400事業所以上とする。【支部：新設】

#### 【上期の進捗状況】

- 宣言事業所拡大への取組みとして健診受診率60%以上で被保険者5人以上51人未満の事業所22,000社にDM送付及び電話勸奨を実施し、宣言事業所の拡大に努めた。
- 加入事業所の健康経営のフォローアップのため健康づくりオンライン講座を実施した。昨年の課題等を踏まえ、セミナーに参加出来なかった方のためのフォローとしてオンデマンドでの視聴も可能とした。
- 健康企業レポートに掲載する項目等を決定し、下期配布に向けた準備を進めた。
- 健康企業宣言をした社会保険労務士事務所が健康づくりに取り組み、顧問先等に健康企業宣言事業の普及・展開をしていくことを目的に、協会けんぽ・東京都社会保険労務士会・東京商工会議所の三団体で連携をし、健康企業宣言をしている社会保険労務士事務所に対し、東京商工会議所で実施している専門家派遣制度利用に関するDM勸奨を行った。

#### 【下期の重点施策】

- ◎業界団体との関係構築のため東京都トラック協会、東京ハイヤー・タクシー協会、東京バス協会に訪問し、健康企業宣言や健診受診率、特定保健指導実施率の向上に向けて協力依頼を行う。また、その他業界団体へのアプローチも検討をしていく。
- ◎健康企業宣言取組事例集を作成し、健康経営を進めている事業所へのフォローアップ及び宣言事業所の拡大、また、取組内容の質の向上に繋げる。
- 事業所の健康課題を見える化した「健康企業レポート」の作成をし、配布を行う。
- 協会けんぽ・東京都社会保険労務士会・東京商工会議所の三団体の連携事業として、DM勸奨を実施した社会保険労務士事務所52ヶ所に対し電話勸奨を実施する。

#### KPI

①宣言事業所数  
1,471社  
(令和3年9月末時点)

### ②広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進

- ・協会の保険財政について、事業主や加入者に理解いただくため、協会決算や事業取組に関する広報を実施(支部ツウシントークォー等を発行)する。
- ・各種の広報媒体を通じ、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を行い、評価指標の現状と課題や協会の取組について、理解度の向上を図る。
- ・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主なテーマとして、広報誌「協会けんぽtimes」を用いて時節柄に応じた広報を実施する。また支部ホームページや健康サポートサイト、メールマガジン等により、事業主及び加入者に対し幅広く情報を発信する。
- ・加入者の健診受診率向上や健康づくりに寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画を用いて、積極的に啓発を行う。
- ・健康保険事業の推進及び広報のため、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組を強化する。また、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズを把握・分析し、実効性のある広報物発行や研修会を実施する。

#### ■ KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を34.5%以上とする。【支部】

#### 【上期の進捗状況】

- 広報誌「支部ツウシントークォー」の下期発送(11月末を目標)に向けて準備中。
- 健康保険委員勸奨DMにインセンティブ制度の案内を掲載した。
- 「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主なテーマとして、以下の広報を実施した。
  - ・協会けんぽtimes: 毎月①～④のうち2テーマを掲載した。
  - ・メルマガ: 毎月①～④のうち1テーマを配信した。(8月末時点の登録者数11,896件:対前年同月比108.77%)
- TokyoFMラジオにて健診受診率向上や健康づくりをテーマにした番組(blue ocean)を毎週木曜日に放送した。また、ラジオ内にて健診受診率のCMを月2回放送した。
- 健康保険委員に関する取り組みは以下のとおり。
  - ・委嘱勸奨事業として未委嘱事業所にDMを発送した。(6月実施:被保険者20人以上の事業所18,500社)→結果、355名新規委員委嘱を獲得した。
  - ・アンケート結果から要望の多かった「コロナ禍における職場のメンタルヘルス対策」をテーマに健康保険委員向け研修会を初のオンラインで実施した。(配信期間:9/27～10/3)
  - ・健康保険委員在籍事業所向けヘルスケアサポート事業開始した。(公募開始:9/14)

#### 【下期の重点施策】

- ◎健康保険委員の委嘱拡大の取組みとして、大規模事業所を対象に訪問・電話勸奨を実施する。また、健康企業宣言やコラボヘルスと連携した、健康保険委員委嘱の仕組みを構築する。
- 加入者や事業者のニーズを的確に把握・反映した健康保険委員向けの事業(研修会等)を拡充する。
- マイナンバーカード取得率向上やカードの保険証利用に寄与する効果的な広報を実施する。
- 子育て世代に対しての健康情報提供を目的とした情報誌を発行する。

#### KPI

①全被保険者数に占める健康保険委員委嘱事業所に所属する被保険者割合  
31.1%(令和3年9月末時点)

#### 【参考】

27.16%(前年同月末時点)  
↓  
30.88%(前年度最終結果)

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ③ジェネリック医薬品の使用促進

・「ジェネリックカルテ」などを活用し、東京都内のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。

・東京支部加入者のレセプトデータをもとに「ジェネリック(後発)医薬品実績リスト」を作成し、保険薬局・保険医療機関がジェネリック医薬品を選定するうえでの参考となるよう、ホームページに掲載するなど情報提供を行う。

・医療供給側への対応として、保険薬局・保険医療機関に対し、「薬局・医療機関向け見える化ツール」を活用した働きかけを行う。

・ジオターゲティング広告やリスティング広告等の新たな広報手段を用いて、ジェネリック医薬品の使用率が低い地域や医療機関周辺に対して重点的な広報活動を行い、保険薬局・保険医療機関等の医療供給側と加入者双方にジェネリック医薬品のメリット等を周知し使用率向上を図る。

・「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取り組みを推進していくため、「東京都保険者協議会」及び「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。

#### ■ KPI

ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点80.0%以上とする。【支部】

※医科、DPC、歯科、調剤

#### 【上期の進捗状況】

○ジェネリック医薬品に関する重大事案の影響により、ジェネリック医薬品軽減額通知事業(8月実施)が延期となった。これに伴い、ジェネリックカルテ、ジェネリック医薬品実績リスト、見える化ツール等に係る本部からのデータ提供が令和4年3月頃の提供となる見込みとなったため、事業計画を見直し代替事業も含めた事業の再検討に着手した。

○ジオターゲティング広告やリスティング広告等の広報事業についても、事業計画を見直し代替事業も含めた事業の再検討に着手した。

○「All Tokyo」の取り組みとして、以下実施。

5月 東京都へ「子育て世代向けジェネリック医薬品使用促進リーフレット」にかかる意見書提出。

6月 東京都保険者協議会データ分析部会において、協会のジェネリックカルテ等について説明。

8月 東京都後発医薬品安心使用促進評議会において、支部長より質問書(要望)を提出。

#### 【下期の重点施策】

◎ジェネリック医薬品通知事業(令和4年2月通知分)に対する準備・広報を遅滞なく実施する。

○医療機関・調剤薬局向け「自機関のジェネリック医薬品処方割合のお知らせ」及びジオターゲティング広告やリスティング広告等の広報事業について、計画の見直しによる代替事業を検討・実施する。

○各種協議会等における意見発信を強化する。

KPI

①ジェネリック医薬品使用割合  
79.4%(令和3年6月末時点)

#### 【参考】

77.9%(前年同月末時点)  
↓  
78.1%(前年度最終結果※)  
※令和2年9月実績

### ④地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意見発信

・地域医療構想調整会議等の場において、協会の医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなどエビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

・東京都保険者協議会等の場において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信を行う。

・地域医療を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、事業主や加入者に対して効果的な働きかけを行う。

#### ■ KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。【全支部一律】

#### 【上期の進捗状況】

○7・8月に都内9圏域の地域医療構想調整会議に参加。地域の新型コロナウイルス感染者療養実態について意見を発信した。

○4月から7月にかけて東京都保険者協議会及び各部会に参加。6月のデータ分析部会において、協会のジェネリックカルテ等について説明した。

○9月に保険者協議会として「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」を厚生労働省に提出した。

○8月の東京都後発医薬品安心使用促進評議会において、支部長より質問書(要望)を提出した。

○協会けんぽTimes(納入告知書同封チラシ)で「医療費適正化」(5月号)及び「適正受診」(7月号)を掲載した。

#### 【下期の重点施策】

◎引き続き、効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

○上手な医療のかかり方について、「支部ツウシントーキョー」での広報のほか、レセプトデータ等を活用した適正受診勧奨通知書の作成及び発送業務(ジェネリック医薬品使用促進代替事業として現在検討中)を実施する。

#### 【参考】

実施(前年度最終結果)

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ⑤関係団体との事業連携の推進【新設】

・東京支部と健康づくり等の協定を締結している東京都や区市町村、医療・経済団体等について、現状を踏まえたうえで、事業内容を精査・構築し、より実効性のある事業を推進する。

#### 【上期の進捗状況】

- 区市町村との事業連携状況については以下のとおり。
  - ・葛飾区(協定締結済)と新たな協働事業の実施に向けて協議中。
  - ・大田区及び江戸川区と新規事業連携に向けて協議実施。
- 健康企業宣言をした社会保険労務士事務所が健康づくりに取り組み、顧問先等に健康企業宣言事業の普及・展開をしていくことを目的に、協会けんぽ・東京都社会保険労務士会・東京商工会議所の三団体で連携をし、健康企業宣言をしている社会保険労務士事務所に対し、東京商工会議所で実施している専門家派遣制度利用に関するDM勧奨を行った。

#### 【下期の重点施策】

- 区市町村との事業連携については、協会の事業展開に資する取り組みを視野に入れた協議を進める。
- 東京都社会保険労務士会、東京商工会議所と協同で健康経営の普及・展開に向けた取り組みを進める。

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

3. 組織運営体制関係		
<p><b>①OJTを中心とした人材育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナルたる職員」になるため、職場における人材育成(OJT)、集合研修・自己啓発(OFF-JT)によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。</li> <li>・支部の課題を踏まえた、職員からの業務改革・改善提案により、独自性を活かした「パイロット事業」等を提案する。</li> <li>・業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、計画的なジョブローテーションを実施する。</li> </ul>	<p><b>【上期の進捗状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○4月に各グループにおいて人材育成計画を作成し実施中。また、5月から8月にかけて入社3年目の職員に対し企画・保健事業に係るOJTを集中的に実施した。</li> <li>○職員研修として、7月に「ナッジ理論」に関する研修を実施した。</li> <li>○9月からグループ長補佐の育成計画(パワーアップ計画)に着手した。</li> <li>○パイロット事業の今年度実施は見送った。</li> <li>○グループの人材育成計画に基づき、グループ内でのジョブローテーションを実施した。</li> </ul> <p><b>【下期の重点施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎管理職層の入口であるグループ長補佐のマネジメント能力を育成する。(パワーアップ計画の確実実施。)</li> <li>○グループ人材育成計画を確実に実施する。</li> <li>○職員必須研修である電話応対・コンプライアンス・ハラスメント・個人情報保護・メンタルヘルス研修を確実に実施する。</li> </ul>	-
<p><b>②リスク管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症罹患時の対応など、各種リスクを想定した訓練や行動計画の策定等により、有事に対応できる体制を整備する。</li> <li>・個人情報保護・情報セキュリティ対策については、研修の実施や個人情報保護委員会の開催等により、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。</li> </ul>	<p><b>【上期の進捗状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、職員に対して、手洗いやアルコールによる消毒、マスク着用など、日頃の感染予防対策の徹底を励行するとともに、政府による緊急事態宣言以降は、時差出勤や業務の一部縮減、出勤する職員の縮減を行うなど感染拡大防止に努めた。</li> <li>○4月に自衛消防組織を再編成し班員を増加。5月に入居ビルの防災訓練に合わせ、自衛消防隊の班別ミーティングを実施。各班の役割確認や課題の洗い出しを行った。</li> <li>○6月に安否確認システムの模擬訓練を実施した。</li> <li>○7月に個人情報保護管理委員会を開催し、職員の個人情報保護・情報セキュリティに対する意識の醸成を図った。</li> </ul> <p><b>【下期の重点施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎情報セキュリティ意識付け強化のため、支部独自のアクションプランに基づく施策を実施する。</li> <li>○自衛消防隊班別ミーティングの実施及び安否確認システム模擬訓練を実施する。</li> <li>○個人情報保護及び情報セキュリティ研修を実施する。</li> </ul>	-

# 令和3年度 東京支部事業計画の上期の実施状況及び下期の重点施策について

3. 組織運営体制関係		
<p><b>③コンプライアンスの徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> <li>・職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンスにかかる、自己点検やアンケート等を実施する。</li> </ul>	<p><b>【上期の進捗状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○7月にコンプライアンス委員会を開催し、規律の順守について職員の意識醸成を図った。</li> <li>○コンプライアンス推進活動計画に基づき、4・7月にコンプライアンスチェックシートを職員に配付し自己点検を実施した。また、5・8月にコンプライアンス遵守啓発ポスターを支部内掲示した。</li> </ul> <p><b>【下期の重点施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○10月にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに係るアンケートを実施する。</li> </ul>	<p>—</p>
<p><b>④費用対効果を踏まえたコスト削減等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</li> <li>入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札または見積競争公告(調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。【全支部一律】</p>	<p><b>【上期の進捗状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般競争入札においてさらに競争性を高めるため、公告後の複数事業者への呼びかけ及び公告期間や契約履行までの期間の十分な確保により、一者応札の削減に努めた。</li> <li>○一者応札となった入札案件については入札未参加事業者へのアンケートを実施した。(4案件、計33事業者)</li> <li>○少額案件であったが、より良い事業者と契約するため見積競争公告を実施した。(3件)</li> </ul> <p><b>【下期の重点施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎一般競争入札案件について、引き続き公告後の複数事業者への呼びかけ及び公告期間や契約履行までの期間の十分な確保により、一者応札の削減に努める。</li> <li>○少額案件についても、積極的に見積競争を実施する。</li> </ul>	<p>KPI ①一者応札案件割合 19.2%(令和3年9月末時点) ※26件中5件一者応札</p> <p><b>【参考】</b> 13.0%(前年同月末時点) ↓ 10.3%(前年度最終結果)</p>

## 2. KPI進捗状況等

# 令和3年度 KPI設定項目一覧表（1. 基盤的保険者機能関係）

	事業計画	KPI設定項目	令和3年度		（参考）令和2年度	
			KPI	実績	KPI	実績
①	サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100 %	<b>100</b> % 6月末時点	100 %	96.81 %
		②現金給付等の申請に係る郵送化率	98.3 %以上	<b>98.5</b> % 9月末時点	95.5 %以上	98.3 %
④	効果的なレセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上	0.265 %以上	<b>0.282</b> % 7月末時点	0.331 %以上	0.265 %
		②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上（新規）	5,671 円以上	<b>5,980</b> 円 7月末時点	- 以上	-
⑤	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下	1.19 %以下	<b>0.92</b> % 9月末時点	1.31 %以下	1.19 %
⑧	返納金発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上	89.8 %以上	70.1 % 9月末時点	95.0 %以上	89.8 %
		②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）回収率を対前年度以上	39.03 %以上	30.57 % 9月末時点	39.93 %以上	39.03 %
⑨	被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率（新規）	92.7 %以上	- % 12月実施予定	92.0 %以上	89.5 %

## 1. 基盤的保険者機能関係



# 令和3年度 KPI設定項目一覧表（2. 戦略的保険者機能関係）

## 2. 戦略的保険者機能関係

事業計画		KPI設定項目	令和3年度		(参考) 令和2年度	
			KPI	実績	KPI	実績
① I	特定健診受診率、 特定保健指導の実施率の向上	①生活習慣病予防健診受診率	52.7 % 以上	11.4 % 8月末 時点	49.0 % 以上	36.7 %
		②事業者健診データ取得率	3.7 % 以上	0.8 % 8月末 時点	3.6 % 以上	2.4 %
		③被扶養者の特定健診受診率	25.0 % 以上	8.1 % 7月末 時点	23.8 % 以上	19.0 %
		①被保険者の特定保健指導の実施率（※1）	19.6 % 以上	13.6 % 8月末 時点	14.6 % 以上	7.7 %
		②被扶養者の特定保健指導の実施率（※1）	7.5 % 以上	9.6 % 8月末 時点		
① II	未治療者に対する重症化予防 対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の 割合	11.8 % 以上	9.06 % 発送6 か月実 績	12.9 % 以上	8.6 %
① III	健康企業宣言を柱としたコラ ボヘルスの推進	健康企業宣言数（※2）	1,400 事業 所以上	1,471 事業 所 9月末 時点	- 事業所	- 事業所
②	広報活動を通じた加入者等の 理解促進	②全被保険者数に占める健康保険委員が 委嘱されている事業所の被保険者数の割合	34.5 % 以上	31.1 % 9月末 時点	30.0 % 以上	30.9 %
③	ジェネリック医薬品の 使用促進	協会けんぽ東京支部の年度末時点のジェネリック医 薬品使用割合	80.0 % 以上 (年度末)	79.4 % 6月末 時点	79.3 % 以上	78.1 %
④	地域の医療提供体制への働き かけや医療保険制度改正等 に向けた意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、 地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、 医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施	実施	- 9月末 時点	実施	実施

※1: 特定保健指導の実施率: 令和2年度は「被保険者」と「被扶養者」の区別なし。

※2: 健康企業宣言数: 令和3年度に新設、令和2年度はKPI設定なし。

# 令和3年度 KPI設定項目一覧表（3. 組織体制関係）

3. 組織体制関係	事業計画		KPI設定項目	令和3年度		(参考) 令和2年度	
				KPI	実績	KPI	実績
②	費用対効果を踏まえたコスト削減等		一般競争入札に占める 一者応札案件の割合	20.0 %以下	19.2 % 9月末時点	16.3 %以下	10.3 %

# **3. 令和3年度上期の事業紹介**

# 【事業紹介】 令和3年度 健康保険委員向け研修会

健康保険委員向けサポートの1つとして、健康保険委員を対象とした研修会を開催しました。

令和3年度は緊急事態宣言等の影響から、従来の対面式による開催が困難であったことを踏まえ、東京支部としては初となるオンライン研修会を開催しました。

## 概要等

〈研修テーマ〉

「コロナ禍における職場のメンタルヘルス対策」

〈講師〉

勝田 吉彰 氏

関西福祉大学教授

ドクトル外交官（外務省医務官）OB

〈実施期間（動画配信期間）〉

令和3年9月27日（月）～ 令和3年10月3日（日）

開催案内用ダイレクトメール（イメージ）



## アンケートについて

研修会の参加確認も兼ねたアンケートを実施しました。アンケート結果につきましては今後の事業に向けた参考とします。

### アンケート集計結果（概要）

- ・ 回収件数：208件 / 9,650件
- ・ 視聴回数：948回（健康保険委員以外も含む）

アンケート結果では、形式・テーマ・講師等含め、概ね好評だった。今回のアンケートでいただいたご意見や改善点等を踏まえ、今後の事業に生かしていきたい。

## **4. レセプトデータ等を活用した上手な医療のかかり方 普及促進通知書の作成及び発送業務（予算振替案件）**

令和3年度事業として、時間外受診に着目した上手な医療のかかり方にかかる啓発通知の作成及び発送を計画しています。当初の令和3年度事業計画には含まれていない事業ですが、ジェネリック医薬品関連の予算を振替えて、事業を実施します。

## 1. 事業概要

レセプトデータ等を活用し、診療時間内の受診促進及び複数の医療機関を渡り歩く「はしご受診」など、医療のかかり方について啓発を行う。

## 2. 代替予算（経緯等）

### **保険薬局及び医療機関を対象にした「自機関のジェネリック医薬品処方割合のお知らせ」の制作等業務**

ジェネリック医薬品にかかる重大問題（品質・供給）等を考慮した場合、ジェネリック医薬品にかかる上記事業の実施は困難な状況にある。それに伴い、予算の範囲内で、かつ実施可能な代替事業として、医療のかかり方に着目した啓発通知の作成及び発送事業を実施する。

## 3. 目的

レセプトデータ等により抽出した対象者に対し、適正な受診行動を促し、医療費の適正化等につなげる。

## 4. 得られる効果

適正受診を促すことにより、加入者の行動変容による医療費適正化と医療供給体制の負担軽減の実現を期待できる。

# **【参考】令和3年度 東京支部事業計画**



## 基本方針

- ◆ 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施
  - ・加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、事業主・加入者への働きかけ(予防・診断・治療・予後)を強化する。
  - ・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。
- ◆ 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供
  - ・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、業務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。
- ◆ 保険者機能発揮の基盤となる人材及び組織体制の強化
  - ・人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。

## ①サービス水準の向上

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。

## ■KPI

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする。【全支部一律】
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を98.3%以上とする。【支部】

## ②最適な事務処理体制(山崩し方式)による生産性の向上

- ・「業務マニュアル」や「手順書」に基づく統一的な事務処理を徹底し、業務プロセスの標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・業務量の多寡や優先度に対応する柔軟な事務処理体制(いわゆる山崩し方式)を実践し、職員の多能化を図り、更なる生産性の向上を目指す。

## ③限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び区市町村窓口に応用書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

## ④現金給付の適正化の推進

- ・不正の疑いのある申請について重点的な審査を行う。また、不正が疑われる事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を実施する。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。

## 1. 基盤的保険者機能関係

## 1. 基盤的保険者機能関係

## ⑤効果的なレセプト内容点検の推進

・レセプト内容点検効果向上にむけた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効果的な点検により、査定率向上に取り組む。具体的には、毎月のスケジュールで入院・高額レセプトの一斉点検期間を一定期間確保することによる高額査定確保と、自動点検システムを活用した点検・テンプレートの充実による点検範囲の拡大に努める。

## ■KPI

- ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。【全支部一律】
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。【全支部一律・新設】

## ⑥柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

・柔道整復療養費審査委員会で適正かつ効率的な審査を行う。  
 ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。  
 ・加入者に対する文書照会などを通じて制度の仕組みについての広報を行い、柔道整復施術にかかる受診について、正しい知識を周知する。  
 ・多部位頻回や部位ころがしの施術が多くみられる施術者に対しては、柔道整復療養費審査委員会に設置されている面接確認委員会を活用して、施術の事実を確認する。  
 ・請求内容に不正または著しい不当の事実が認められる案件について、地方厚生局へ情報提供する。

## ■KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。【全支部一律】

## ⑦あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の適正化の推進

・受領委任制度導入に伴い義務化された、医師の文書による同意の確認を確実に実施する。

## ⑧返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。  
 ・返納金債権の発生状況や保険証の未返納者が多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証や回収不能届の添付の徹底を周知するとともに、保険証の適正使用にかかる加入者への啓蒙・啓発活動に取り組む。  
 ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

## ■KPI

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。【全支部一律】
- ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。【全支部一律】

## 1. 基盤的保険者機能関係

## ⑨被扶養者資格の再確認の徹底

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

## ■KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする。【支部】

## ⑩オンライン資格確認の円滑な実施

- ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
- ・また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等(令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表)」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。

## 2. 戦略的保険者機能関係

## 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

## ①第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・本部提供データを分析し、外部有識者の専門的見地からの意見・助言等を活用しながら、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

## 【上位目標】

- ・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」(虚血性心疾患) / 「脳卒中」(脳梗塞・脳出血・一過性脳虚血発作) / 「腎不全」(腎症4期以降)の新規発症者の割合が事業開始時点(平成29年度期初)を下回ること。

## 2. 戦略的保険者機能関係

i) 加入者の属性に合わせた勧奨による特定健診・特定保健指導の受診率向上

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

- ・事業所規模、新規加入、健康企業宣言事業所等対象者の属性に応じて外部委託等を活用し、効果的、効率的な受診勧奨を実施する。

<事業者健診データの取得率向上に向けた施策>

- ・協会管掌の健診を未受診の事業所に対し、事業所の規模、業態に応じた効率的なデータ取得勧奨を実施する。

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

- ・集団健診の実施地域を拡大するとともに、実施済の地域についても実施結果を踏まえて会場の設置や回数調整等を行い需要に応じた適正化を図る。また、他県在住者に対するアプローチを推進する。

➤ それぞれの事業実施に当たっては、広報物の訴求力を高め一層の効果が得られるように工夫する。

【健診数値目標】

- 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:2,142,220人)
  - ・生活習慣病予防健診 実施率52.7%(実施見込者数:1,130,000人)
  - ・事業者健診データ 取得率3.7%(取得見込者数:79,300人)
- 被扶養者(実施対象者数:602,827人)
  - ・特定健康診査 実施率25.0%(実施見込者数:151,000人)

■KPI

- ① 生活習慣病予防健診実施率を52.7%以上とする。【支部】
- ② 事業者健診データ取得率を3.7%以上とする。【支部】
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を25.0%以上とする。【支部】

<被保険者の特定保健指導実施率向上に向けた施策>

- ・外部委託を活用した事業所への電話勧奨を実施し、協会保健師等による実施者数の拡大を図る。
- ・健診機関による健診受診当日の実施(一括・分割)の推進および進捗管理の徹底。
- ・事業所経由での保健指導の実施について、過去ご協力の了承を得られなかった事業所に対して、保健指導の重要性を訴える等の再アプローチにより了承を得られるよう働きかけを行う。
- ・健康企業宣言事業所を切り口とした勧奨により、効果的に保健指導の実施者数の拡大を図る。

<被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けた施策>

- ・ICTを活用した特定保健指導を推進し、実施者数の拡大を図る。

- 被保険者(特定保健指導対象者数: 244,279人) ・特定保健指導実施率 19.6 %(実施見込者数:47,903人)
- 被扶養者(特定保健指導対象者数: 12,986人) ・特定保健指導実施率 7.5 %(実施見込者数: 978人)

■KPI

- 被保険者の特定保健指導の実施率を19.6%以上とする。【支部】
- 被扶養者の特定保健指導の実施率7.5%以上とする。【支部】

## 2. 戦略的保険者機能関係

## ii) 未治療者に対する重症化予防対策の推進

## ＜健診受診後の未治療者に対する受診勧奨＞

- ・通知内容を変え、三次勧奨まで行うことで行動変容を促し確実な医療機関受診へ繋げる。

## ＜CKD(慢性腎臓病)未治療者に対する受診勧奨＞

- ・通知内容を工夫し対象者への訴求力を高めることで受診へ誘導する。
- ・健診当日に健診機関からの勧奨実施について検討する。

## ＜糖尿病性腎症に係る重症化予防事業＞

- ・重症化予防事業の参加者数を拡大するため、参加勧奨のタイミングや媒体等を工夫する。

▶ 各事業において過去実施データの追跡により対象者の経年変化等の観察を行う

## ■KPI

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする。【支部】

## iii) 健康企業宣言を柱としたコラボヘルスの推進

- ・事業所の健康意識向上のため、広報および勧奨を実施し健康企業宣言事業所の拡大を図る。
- ・事業所の健康づくりのフォローアップの施策として、健康づくりセミナーを開催する。
- ・新たな事業所の健康づくりのフォローアップ施策として、健康優良企業の健康づくり取組事例集を作成する。
- ・事業所の健康課題を見える化し、順位付けした「健康企業レポート」を作成、配布する。
- ・自治体や各関連団体と連携をとり、協同での働きかけ等健康づくりの裾野拡大を推進する。

## ■KPI

健康宣言事業所数を1,400事業所以上とする。【支部:新設】

## ② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進

- ・協会の保険財政について、事業主や加入者に理解いただくため、協会決算や事業取組に関する広報を実施(支部ツウシントーキョー等を発行)する。
- ・各種の広報媒体を通じ、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を行い、評価指標の現状と課題や協会の取組みについて、理解度の向上を図る。
- ・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主なテーマとして、広報誌「協会けんぽtimes」を用いて時節柄に応じた広報を実施する。また支部ホームページや健康サポートサイト、メールマガジン等により、事業主及び加入者に対し幅広く情報を発信する。
- ・加入者の健診受診率向上や健康づくりに寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画を用いて、積極的に啓発を行う。
- ・健康保険事業の推進及び広報のため、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化する。また、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズを把握・分析し、実効性のある広報物発刊や研修会を実施する。

## ■KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を34.5%以上とする。【支部】

## 2. 戦略的保険者機能関係

## ③ジェネリック医薬品の使用促進

- ・「ジェネリックカルテ」などを活用し、東京都内のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。
- ・東京支部加入者のレセプトデータをもとに「ジェネリック(後発)医薬品実績リスト」を作成し、保険薬局・保険医療機関がジェネリック医薬品を選定するうえでの参考となるよう、ホームページに掲載するなど情報提供を行う。
- ・医療供給側への対応として、保険薬局・保険医療機関に対し、「薬局・医療機関向け見える化ツール」を活用した働きかけを行う。
- ・ジオターゲティング広告やリスティング広告等の新たな広報手段を用いて、ジェネリック医薬品の使用率が低い地域や医療機関周辺に対して重点的な広告活動を行い、保険薬局・保険医療機関等の医療供給側と加入者双方にジェネリック医薬品のメリット等を周知し使用率向上を図る。
- ・「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取り組みを推進していくため、「東京都保険者協議会」及び「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。

## ■KPI

ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点80.0%以上とする。【支部】 ※医科、DPC、歯科、調剤

## ④地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意見発信

- ・地域医療構想調整会議等の場において、協会の医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなどエビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- ・東京都保険者協議会等の場において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信を行う。
- ・地域医療を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、事業主や加入者に対して効果的な働きかけを行う。

## ■KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。【全支部一律】

## ⑤関係団体との事業連携の推進【新設】

- ・東京支部と健康づくり等の協定を締結している東京都や区市町村、医療・経済団体等について、現状を踏まえたうえで、事業内容を精査・構築し、より実効性のある事業を推進する。

## 3. 組織運営体制関係

## ①OJTを中心とした人材育成

- ・東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナルたる職員」になるため、職場における人材育成(OJT)、集合研修・自己啓発(OFF-JT)によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。
- ・支部の課題を踏まえた、職員からの業務改革・改善提案により、独自性を活かした「パイロット事業」等を提案する。
- ・業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、計画的なジョブローテーションを実施する。

## ②リスク管理

- ・大規模自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症罹患時の対応など、各種リスクを想定した訓練や行動計画の策定等により、有事に対応できる体制を整備する。
- ・個人情報保護・情報セキュリティ対策については、研修の実施や個人情報保護委員会の開催等により、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。

## ③コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンスにかかる、自己点検やアンケート等を実施する。

## ④費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。  
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札または見積競争公告(調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。

## ■KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。【全支部一律】